

第3回

インターネットでの チケット転売トラブルにご注意!

相談事例

インターネットでサーカスのチケットを購入することにした。サーカス名をインターネット検索して、一番上に表示された結果からサイトにアクセスした。サイトで日付特定の公演チケット(指定席)を2枚購入し、代金19,000円はクレジットカードで決済した。しかし、その後、当該サーカスの公式サイトを見ていたら、自分が購入したのは海外のチケット転売仲介サイトで、購入したチケットが正規のチケット代金より高額だと分かった。また、当該サーカスの公式サイトには、「チケット転売仲介サイトで購入しないように」と掲載されていた。(50歳代 男性)

問題点とアドバイス

(1) 公式チケット販売サイトと間違えて、チケット転売仲介サイトから購入してしまう場合があります

消費者が汎用検索サイト^{はんよう}で興行等の名称等を検索し、上部に広告として表示されたチケット転売仲介サイトを、公式チケット販売サイトと思い、間違えてチケットを購入してしまう相談がみられます。こうした相談は、特に海外のチケット転売仲介サイトに関して寄せられています。

(2) チケットを購入する際は公式チケット販売サイトかどうかよく確かめて購入しましょう

チケット転売仲介サイトでは、チケットの価格や手数料が高額であったり、規約で転売が禁止されたチケットだと気づかずに購入した場合にキャンセルしたくてもできないケースがあります。チケットを購入する際は、公式チケット販売サイトに間違いがないか、チケットの価格や手数料が高額でないかや、キャンセルに関するルールを十分に確認してから購入しましょう。

(3) 転売チケットを購入する際は興行チケット等の規約で転売が禁止されていないかを確認しましょう

興行等のチケットの中には、規約において第三者への譲渡、転売などを禁止している場合があります。また、興行等の入場時に、公式チケット販売サイトからの購入者であることの本人確認が必要な場合もあります。これらの場合、転売チケットは、利用できないように無効にされたり、入場時の本人確認により入場できないおそれがあります。転売チケットを購入する際は、興行主等のチケットの規約で第三者への譲渡や転売が禁止されていないか、入場時の本人確認が必要かなどを確認しましょう。

(4) 不正転売はしないようにしましょう

2019年6月14日に、特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律(チケット不正転売禁止法)が施行されました。同法上の不正転売は罰則の対象となる場合がありますので、不正転売はしないようにしましょう。